

P1. 在日韓人 北韓送還及び韓・日両国
抑留者 相互釈放 関係綴り、1955—60
(V.4、北送阻止のための Geneva 代表部の活動、1956—60)

分類番号 723.1 JA
登録番号 768

P2. 索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	ファイル番号	フレーム番号
723.1 JA	768	ア州課	1960	主題 番号		始まり 終り
北 1955—60 V.4				C1— 0010	04	0001～ 0403

機能名称： 在日韓人北韓送還及び両国抑留者相互釈放関係綴り、1955—60
全 9 巻 (北送阻止のための Geneva 代表部の活動、1956—60)

一連番号	内 容	頁
1	1956 年度	0004
2	1957 年度	0017
3	1958 年度	0043
4	1959 年度	0048
5	1959.11-12 北送問題 ICJ に提訴検討	0306
6	1960	0396 ～0403

P3. 分類番号 723.1 JA 登録番号 768 保存期間 永久
北 1955—60 V.4

機能名称 在日韓人北韓送還及び韓日両国抑留者
相互釈放関係綴り、1955—60 全 9 巻
(北送阻止のための Geneva 代表部の活動、1956—60)

生産課 ア州課 生産年度 1960

V.4 北送阻止のための Geneva 代表部の活動、1956—60

内容；

1. 1956 年度
2. 1957 年度
3. 1958 年度
4. 1959 年度
5. 1959.11-12 北送問題 ICJ に提訴検討
6. 1960 年度

- * 1959.2.末 金溶植、崔圭夏公使 Geneva 派遣
ICRC の参与阻止
- 3.23 ICRC 中立宣言(日- 北韓直接協商)
 - 4.13 日赤—北赤直接協商開始(Geneva)
 - 7.22 ICRC 北送問題に関与することに決定

11-12 月 北送問題 ICJ に提訴検討(日本反対)

P4. 1. 1956 年度

P5-11 英文

P12. 別添 1956 年 9 月 4 日大韓赤十字社が ICRC に送った回答の要旨

大韓赤十字社は次の理由から ICRC を含む日本赤十字社及び北韓赤十字社との 4 者会談に関する ICRC の提案を拒否するものです。

- (1) 大韓民国は国連によって承認された韓国においての唯一な合法的政府である。
- (2) 大韓民国政府は在日韓人に対する管轄権があるので、彼らを保護する権利と義務がある。
- (3) 1945 年 8 月 15 日日本政府は彼らの望みに沿って、在日韓人が日本国内に滞留し続けることを許諾すると約束したことがある。
- (4) 日本は相互釈放(抑留者の)交渉の機会を利用して、在日韓人の北送を画策しており、ICRC はこれに対して助けている。
- (5) 適切な補償金が支払われない限り、在日韓人の引き受けを拒否する韓国政府の確固とした態度を知った日本政府は、北韓傀儡に微笑を投げかけることで彼らを追い出そうと計画している。
- (6) 在日韓人は無国籍者ではなく、したがって彼らは大韓民国政府から正当に発給された旅行証明書なしには、如何なる所にも旅行できない。
- (7) この問題に関して事前に大韓民国赤十字社及び関係当局と協議しなかったことは、赤十字社精神に背く仕打ちである。
- (8) 在日韓人の北韓送還は人道主義原則に背く仕打ちである。

P13. 在日韓人がどこに送還されようとも、まず次の諸点を考慮する必要があるのである。

- (1) 韓国動乱中 200 余万の韓国人が共産分子によって拉致されて行ったが、共産分子は休戦協定締結時彼ら拉致した人たちを帰還させると厳然と約束したのにも拘らず、現在まで送還したのは宗教人及び外国人などを含む極少数に過ぎない。
- (2) ICRC は北韓傀儡に、彼ら拉致した人たちを送還すると説得するのに失敗した。
- (3) まともな多くの人たちの内、ひとりも北韓に再び帰ろうとする人はいない。
- (4) 人道主義に立脚し休戦協定を遵守する立場から、ICRC は北韓傀儡がすべての拉致した人たちを南韓に送還するようにしむけなければならない。
- (5) ICRC は北韓傀儡の誘いに騙された。

P14-16 英文

P17. 2. 1957 年度

P18-42 英文

P43. 3. 1958 年度

P44-47

英文

P48.

4. 1959 年度

P49.

「在日韓人の北送問題に関する赤十字国際委員会の立場と
わが政府の立場」 [1959]

1. 在日韓人の内、裕福な人々には日本への帰化を奨励し、それ以外の人々にはできる限り彼らを国外に追い出そうという日本政府の計画は、「スキップ」末期から潜在していたもので、また場合によっては彼らを北韓傀儡政権に引き渡してまでも、彼らを追い出してみようという考えは随分古くからのことだが、この日本政府の既定方針が露骨に表面化したのは 1955 年を前後した時とみることができる。
 2. この問題に関して日本政府は、一時期は始終一貫国際法上の外国人追放に関する理論を悪用しごり押しして来たが、このようなごり押し論が貫徹されず難関に逢着した日本政府は、だんだん在日韓人が自発的に「北韓帰還」を望み、これを日本政府が認めるかのように仮装した理論を捏造し、まるでこれが「居住地選択の原則」というなど、既定の政策を遂行するのにおいて、先に到達した結論を合理化するために詭弁を操作するのに右往左往した。
 3. このように偽装した人道主義を押し出すためには、必然的に赤十字を表面に押し出すしかなく、特に赤十字国際委員会(ICRC)を利用するのに全力を尽くして来た。
 4. 1955 年を前後して日本政府が ICRC と何の交渉をしたのかに関しては詳細な確証はないが、ICRC が在日韓人の北韓送還に関して初めて自身の立場を明かし、ある程度の提議までしたのが 1956 年 7 月 16 日だったという点にわれわれが
- P50. まだ忘れられない謎があるが、ここに日本政府が一部在日韓人の北送計画の決定を韓国政府に正式通告したのが 1956 年だということに合わせて考える時、謎が解ける端緒があるようだ。
5. ICRC は 1956 年 7 月 16 日大韓赤十字社、日本赤十字社そしていわゆる北韓傀儡赤十字社に対して、**"The problem presented by certain Koreans Willing at preset either in Japan or Korea itself who wished to find a home of their choice on Korean self"**に関する提議をして来たがその要旨は、日本と韓国に居住する韓人の自由な意思によって、彼らを選択する韓国内地域に行けるように前記三者(赤十字社)が合意するならば、ICRC もこれに協調するとした。これに対して ICRC 自体は細かい説明をしないているが、案件には次のような ICRC の意図が内包していると推測される。即ち 1) 北韓に抑留されている拉致された人たちの帰還、2) 南韓にいる共産分子の越北、3) 在日韓人の北送、4) 日本に居住する韓人一部の大韓民国帰還の四つであろう。
 6. 前記 ICRC の四つの案件の中に、日本人が**"Master Formula"**と呼んでいるが第 4 項、即ち在日韓人が大韓民国に帰還するのはそのような意思があるならば、彼らは何時でも韓国に帰還できたのだしまたそういうものなので、これを条件に在日韓人の北送を仲立ちするというのは言語不誠実であり、第 2 項で言及された南韓に居住する韓人の内、北韓に行くことを望む者とは、共産党が南韓に居住している共産分子の越北を実現させるのでなかったら、これは南韓の民心を攪乱させることにその真意がある。残った第 1 項

- P51.** と第3項を対比してみる時、この提案の骨子は**6.25** 韓国動乱時拉致されて行った人たちの帰還を渴望する大韓民国の心理を逆用し、在日韓人の北送を実現してみせるというのにその提案の真意があるとはしか言えない。したがってこれが本当に真心と中立と公正を標榜する**ICRC**の提案なのか、或いは日本政府と傀儡政権の合作した陰謀が**ICRC**によって代弁されたものなのか疑わざるを得ない。
7. このように**ICRC**はそれ自身を含む**4**者「ジュネーブ会談」まで提案したことがあり、これは同年(1956年)8月15日にも再度要請されたことがあったが、これに対して大韓赤十字社では同年9月4日別添のような要旨でこれに回答したのだ。
 8. これに関して**ICRC**は同年12月12日に上記したのと同様な内容の提案をくり返したし、1956年2月26日には(韓日会談再開のための交渉が進行中の時)、再び同じ内容で次のような**8**項目に達する提案をしたのだ。
 - (1) 現在居住地及び帰還地の赤十字社及び関係当局が、第2項から8項までの条件を受諾するならば**ICRC**は、在日韓人の帰還要請と帰還の選択に対する彼らの意思が本当に自由意志なのかを審査するために、特別調査団を派遣する用意がある。
 - (2) 日本赤十字社当局は彼らの帰還要請を受け付けるのに必要な、すべての技術的な機構を準備し、この要請を**ICRC**特別調査団に提出して、同調査団と帰還申請人との連絡に対して責任を負う。
 - (3) 帰還申請人の出発当時における財産及び物質的状况は、同人たちの現在の居住地及び帰還地の赤十字社及びその他関係当局間の合意によって決定されるもので、送還者の名簿の交換及び送還認定もこれによる。**ICRC**はこれに協調する。
- P52.**
- (4) **ICRC**は必要によって、諸般旅行証明書を発給するのに協調する。
 - (5) **ICRC**の直接的な責任は1項と4項に限定される。
 - (6) 出航港までの輸送及び出航港からの船便も、これら赤十字社当局及び日本関係当局が担当する。
 - (7) 帰還者の引き受けと彼らの最終目的地までの輸送は、帰還者の赤十字社及び関係当局が担当し、万一帰還者が第3国を通過する時には、彼らが第3国に到着即時から担当する。
 - (8) 帰還に所要するすべての内容は、帰還者たちの現在居住地及び帰還地の赤十字社とその他関係当局が、共同で**50%**ずつ負担することとする。
しかしこれに対して大韓赤十字社では、この問題が**ICRC**の所管ではないというわれわれの立場を鮮明にしたのだ。
 - (9) このような**ICRC**の提案があった後からは、在日韓人の北送に関する日本政府の態度は、俄然本格的な軌道に上るようになったが、当時韓日両側は第4次韓日会談の再開、抑留者の相互釈放のための交渉を活発に進行していたので(これを韓日予備交渉という)、日本は釜山に抑留されている**900**余名に達する日本人漁夫の釈放及び送還において招来する支障を憂慮し、在日韓人の北送計画を露骨化させることを当分の間保留したものだ。
- P53.**
- (10) しかし1957年12月31日に韓日会談の再開及び抑留者の相互釈放に関する韓日間の諸般文書が調印され、自分たちの漁夫の釈放及び送還に自信が生まれた日本政府は、遂にその本心を露骨に現すことになったが、即ち大村収容所に収容中の**104**名の韓人に対する北送計画がその一端である。この**104**名は解放後日本に密入国した者で、今回問題になっている**2**次大戦前から日本に居住して

いた在日韓人とは、その範疇が異なるというが、**ICRC** 側から見た場合にはこの両者間の区別なく彼らの北送を斡旋できるのだが、この時期には日本政府は**ICRC** に斡旋を要求したことはなく、政治的な韓日間の会談で「彼らを北送しない」という言質まで与えたのだが、当時なぜ日本政府は現在彼が発狂的に主張しているいわゆる「人道主義」や或いは「居住地選択の自由」に正面からあい反する、このような言質を与えたのか理解することが困難であった。

(11)したがって悪賢くも日本政府は**1959年2月13日**その在日韓人北送決定と、これに対する**ICRC**の便宜を通告して来るにおいて“.....the Government of Japan has decided to accept the previous offer of the ICRC and request.....”云々し、昔の**ICRC**の提議を受諾するような形式を取ったのだ。

(12)この問題は韓国政府が累次言明し、また**ICRC**に通告したように、韓日両国間の政治的会談で解決されなければならない性質の

P54. もので、またこの点において韓日両国は既に合意に到達したこともあるので、特に政治的な問題に介入しないことを重要な信条にしている**ICRC**では、韓人の北送が不当か正当かを離れて、まったくこれに干渉する余地がないのである。

P55. 「在日韓人の北送計画の裏面に隠れた幾つかの事実」(1959)

1. 前で当部が述べたように、日本政府による在日韓人の北送計画の進行は**1955年秋頃から本格的に進行**して来たもので、既に世の中に知られているように「北韓傀儡赤十字社」と日本赤十字社との、いわゆる「平壤会談」が**1956年1月22日**から始まったのだが、その表面上の理由が**210名**の日本人婦女子たちを日本に帰国させるのにあるとはいうが、決して同会談の目的としたものがこれに局限しなかったというはっきりとした証拠があるが、即ちわれわれはこのいわゆる「平壤会談」が、**210名**の日本人婦女子たちを帰国させるという単純な問題に約**1ヶ月**以上の日時がかかったという事実に注目する必要がある、その原因が日本人の本国帰国を条件に、在日韓人の北送を傀儡側が要求したのに対して、日本側が韓日間の複雑な政治的関係を憂慮し、この交換条件に難色を示したのは事実だが、同年**2月24日**急進的にこの相互交換交渉が妥協をみて、表面上では「北韓が譲歩した」と知られていて、実際においては日本赤十字社が在日韓人北送に協調するという約束の下で同会談の妥協をみたもので、これには次の項に記述されたような歴然とした証拠があるのである。

2. 同年(1956年)7月**10日**駐日代表部某外交官が日本赤十字社の有力な某幹部に東京某所で会ったことがあるが、同席上で前記日本赤十字社幹部は、「北韓にいる日本人を日本に撤収帰国させるなら日本赤十字社は、在日韓人に対しても同一な後援を付与する用意があるという電文を赤十字国際委員会に送り、同委員会ではこれを北韓傀儡赤十字社に伝えたが、同傀儡赤十字社はこれに合意すると回答したことがある」と告白したのだ。

P56. 3. 前項で言及した平壤会談は、赤十字国際委員会の強力な支持下でなされた事実をわれわれは注目する必要がある、これはこのいわゆる平壤会談が進行中にあった**2月24日**に、前記赤十字国際委員会が北韓傀儡赤十字社に協商できるという能力を承認したという事実からはっきり見られるが、同事実は赤十字社が真に志向するべき「人

道主義」とは距離が遠い、逆にひとつの政治的な協商だったということを明白に知らなければならぬだろう。

4. 当時北韓に派遣された日本赤十字社代表団の4人のメンバーの内、宮腰喜助という者は事実上日本共産党員であり日本赤十字社の副理事長だったが、急に一朝一夕に日本赤十字社の囑託発令を受け、仮装した日本赤十字社のメンバーとして随行したもので、その理由は北韓傀儡側から、同人が代表団に含まれないと日本赤十字社と相手をできないと言ったことにあり、同人を羊頭狗肉のような役割をしたのだ。こうして210名の日本人婦女子の撤収帰国に血眼になっていた日本赤十字社代表団は、やっと36名に過ぎない日本人を撤収帰国させるのに成功しただけなのだが、その実質的な「成果」は実に他の所にあったのであり、当時日本赤十字社の「囑託」だった宮腰は、日本人の撤収帰国問題とは別途に年間500万ポンドの貿易協定を締結したのだった。
5. このような平壤会談に元気を得て日本政府はその後、いわゆる48名の韓国人の北送問題を実践に移すに至ったが、当時日本政府は在日韓人がどこに行こうとそれは、日本政府としては関与するものではないという態度を取りながら、たった英語で78文字に過ぎない程度でその立場を明かし、625に達する英字を弄してまでその立場を弁明するのに汲々としていて(1956年7月9日付日本政府の覚書による)、その後世の中に知られた

P57. ように日本政府は在日韓人の北送に対する必要性及び正当性を力説して来たのだ。その後2年半という歳月が経過し今日に至るまで、日本側の主張が変わる事情を分析してみたのだが、日本は在日韓人の北送を予め計画しておいて、事後にこれを正当化するのに汲々としている痕跡が歴然としたものだ。

このような日本側の在日韓人北送計画は、モスクワに根拠を置く共産党の指令下で整然と動く共産分子の悪だくみに、日本政府が政策上の必要性によって便乗した措置と見られるが、昨日の平壤放送によるといわゆる北韓傀儡赤十字社はホーチミンに隷属している赤十字社にメッセージを送り、タイ国バンコックに居住する越南国民を自由ベトナムに強送しようというタイ国の計画を粉砕しなければならないと激励したと言い、これは在日韓人北送問題と似たような性格を帯びているが、これから推して見ても在日韓人北送問題が、モスクワの整然とした指令により在留民を巡って自由国家の間に離間策動を企てる一連の陰謀の一端だと見る事ができる。日本が自分の政策上の利益を実現するために、このような共産党の陰謀に便乗しているのは深く遺憾なことと言わざるを得ない。

6. それなら果たしてこの問題が、共産党と日本政府が皆一緒に宣伝しているように、在日韓人の自発的意思と少しでも関連があることだろうか？情報によると数日前、約2千万ウォンの政治資金が北韓傀儡から「東京」に投入されたとあり、彼らはこのような莫大な資金で、いわゆる彼らの言う「自発的意思」の操作が効果的で成功的なほど、日本政府は自分の政策を実現するのに便利なので、これによって傀儡の送金ルートは日本銀行によって保障されている。同情報によると

P58. 数日後から、上記資金によって数十万枚に達するピラが撒かれるだろうと伝えられた。

7. 今日の昼(1959)12時半の日本NBS放送によると、日本赤十字社生涯部長井上は、赤十字国際委員会に日本の主張を説得するために東京を出発したというが、彼は日本外相藤山の書簡を携帯したというが、この赤十字社代表は赤十字社の仮面を被った日本政府の代表だということを忘れてはならない。今回の日本政府の在日韓人の北送計画は、日本の政治的目的を達成するために日本政府が計画していることだが、これを人道主義云々と赤十字社が云々している偽善を尽くしていることは、ただ目

的の達成のために使用する巧妙な謀略に過ぎないことを知らなければならない。

P59-91 英文

P92. 外務部

4292年(1959年)8月1日

公 覧

崔圭夏公使は7月23日米国公使 Villard 氏と会談し、日本の追放計画が北韓傀儡の政治的陰謀であり、居住地選択の自由がまったくない共産治下に在日韓人を追放しようとする非人道的な計画に過ぎないという意を強調したが、同会談で崔公使は大体米国が国赤の審査を通じて、いわゆる北送を望むという在日韓人の数を最小限に局限することだけに関心があるようだという印象を受けたと言う。

P93-98 英文

P99. 次のような公文を送送。施行したら如何でしょうか。

長官 次官委任事項 次官 ㊟ 政務局長 ㊟ ア州課長 ㊟ 起案者 ㊟

外政(ア)第 1796 号

檀紀 4292 年(1959 年)7 月 24 日

外務部長官

駐ジュネーブ代表部

崔圭夏公使 貴下

件名： 韓国人に対する帰国証発給中止と旅行制限に関する件

(代：PM-0725 号 電報)

(連：7 月 24 日付本部電報)

頭の件に関しては代号貴電報で問い合わせされたことに対して、連号電報で指示したことがあるが、政府としては韓日通商中断以後に、在日韓人を戦前の範疇に属する者に対して、永住と帰国証の発給を制限または中止したことがないだけでなく、戦後に日本へ密入国した者に対しても、この時まで中止して来た自費帰国証を発給し(別添駐日大使に指示した公文写本参照)、彼らの帰国を許可し、却って旅行制限を緩和しており、また韓国人の日本旅行は何等の変動なく、通商断絶以前と同じ取り扱いをしているが、これに関する一部国内新聞の報道はオーバーなので了知なきを願います。

追意： 代号電報第 5 項で要請された英字新聞 **The Korean Republic** と **The Korean Times** は各 20 部ずつ毎日航空便で貴下宛に送付しますので添信するものです。

P100-110

P111. 無線電報

大韓民国通信部

1959.7.30

われわれは 29 日午前国赤総裁、事務局長にわれわれの見解を陳述した。事態は容易でない。代表団空転している。31 日国赤とまた会う予定。

崔圭夏

P112-167 英文

P168. 外務部
着信電報 暗号 番号 MTB-135
日時 8月10日

外務部長官 貴下

(写本 柳大使 貴下)

8月10日発ジュネーブの崔圭夏公使からの急電をここに報告します。

「今日午後4時半に国際赤十字と最終会談。

11日国際赤十字の決定発表があっても遠慮(心配)なさらずに。

日本政府、日本赤十字の宣伝警戒を仰望します。

日本政府の要請は、いわゆる協定に対する国際赤十字社の承認ではなく、国際赤十字は要請を拒否した。

国際赤十字は日本政府が以北放送(搬送の間違い?)始めれば、日本に代表を派遣する。目的は **deportation Against** 時の防止という。

国際赤十字の訪日は条件付であり、条件不履行または国際赤十字の使命不能ならば国際赤十字は撤去するという。 崔圭夏」

駐日代表部

P169-186 英文

P187. 外務部
4292年(1959年)8月11日

第64号

ア州課長 貴下

政務局長

今日帰国された柳大使が大統領閣下にお会いした時に、今度日本に来るとい
う国際赤十字委員会代表 **Juno** 氏をわが国に招請するようしろというお言いつけの
言葉があったそうなので、その意を伝えます。

P188-191 英文

P192. 在日本韓人(北韓系)北送に関する協定文

日本赤十字社代表と北韓傀儡赤十字会代表間に

8月13日カルカッタで調印された協定全文

(平壤放送聴取録)

8月14日12時30分聴取

P193. 8月13日インドのカルカッタで日本赤十字社と傀儡赤十字会代表団の間で
調印された在日韓人(北韓系)北送に関する協定全文は次の通りだ。(平壤放送)

朝鮮民主主義人民共和国赤十字会と日本赤十字社は、居住地選択の自由及び赤十字
の諸原則に基づき、在日朝鮮公民たちが自由に表明した意思に沿って、彼らの帰国を
実現させるために、次のように協定する。

第一条 帰国者の範囲は、帰国を希望する在日朝鮮公民たち(日本の国籍を取得した朝鮮人を含む)と、その配偶者(内縁関係者を含む)及びその子女たち、その他彼らの扶養を受けている者で、一緒に帰国を希望する者とする。

この場合に満16歳未満の者たちは、親権者または後見人の意思による。

ただし、日本の法令日本の法令によって出国を認められない者は除かれる。

第二条 1. 帰還を希望する者は、日本赤十字社の定める様式による帰還申請書を、本人自身が直接日本赤十字社に提出し、所要の帰還手続きをとらなければならない。申請は自由意思に基づくものであり、また本協定で指摘する条件を満すものでなければならない。

2. 帰還申請書を提出した本人から、個別的事情によって帰還しないという要請を受けた場合には、日本赤十字社がこれを処理する。

帰還意思の変更は乗船前一定時間まで許される。

P194.

第三条 1. 日本赤十字社は、帰還希望者の登録機構を組織する。
この登録機構は所要の補強をした上、日本赤十字社の現在の組織でこれに充当して運営される。

2. 日本赤十字社は、帰国希望者の登録機構の組織と運営が、人道的原則に立脚した公平なものであることを保障するために、赤十字国際委員会にそれが必要でまた適当と考える措置を取ることを依頼する。

上記措置の内容は次のとおりである。

(イ) 日本赤十字社が帰国希望者の登録機構を組織する場合に、助言を与えてくれるよう依頼する

(ロ) 上記登録機構の運営が適当かどうかを確かめるよう依頼する。

(ハ) 上記登録機構の運営に対して必要な助言を与えるよう依頼する。

3. 日本赤十字社は、本協定が人道と赤十字の諸原則に符合したものであることを、放送を通じて公布するよう赤十字国際委員会に依頼する。

第四条 帰国に関する手続きを終えた者の引継ぎと引受けは、乗船港で朝鮮民主主義人民共和国赤十字会代表と日本赤十字社代表との間においてこれを進行う。
前項の引継ぎ、引受けは、帰還者名簿と確認書を交換することで完了する。

第五条 1. 帰国船は朝鮮側が配船し、その費用を負担する。

帰国船が遵守すべき事項は、付属書で定める。

2. 日本側は、新潟港を帰国者の乗船港と指定する。

朝鮮側は、羅津、清津、興南の三港を彼らの下船港と指定する。

3. 帰国船の配船問題は、帰国希望者数と配船準備状態に根拠して決定するものとし、帰国希望者の毎回集結する期日の間隔を七日前後とし、毎回の人員数を約千人と予定する。

だから帰国希望者数の増減によって、これを朝日両赤十字団体が協議して適切に変更するものとする。

4. 帰国希望者の状況により必要な場合には、朝日両赤十字団体の協議の下に施設及び輸送の増加のための必要な措置を取る。

5. 帰国者の第一帰国船は、朝日両赤十字団体間に締結された本協定が効力を発生した日から、三箇月以内に乗船港から出港することとする。

6. 日本赤十字社は、毎回の帰国希望者の概略数、指定港及び帰国船の指定港への到着期日を、事前に朝鮮民主主義人民共和国赤十字会へ通告する。

P195.

帰国船は、前項の通知による指定期日に指定港に到着するようにする。
しかし、気象条件その他止むを得ない事情のある場合
は朝日両赤十字団体の協議の下でこれを変更できる。

7. 日本側は、帰国船に対する補給と通信連絡及びその他必要な便宜と協力を提供する。
その費用は、朝鮮側が負担する。

第六条 1. 日本赤十字社はその定めるところにより、次の便宜を帰国者に提供する。

P196.

- (イ) 帰還者が居住地を離れ、集結地に到着する時までの輸送費、食費、
帰国者一人当たり60キログラムまでの荷物の運賃及び緊急医療費
(ロ) 集結地において、乗船する時までの宿泊、食事、緊急医療費及び輸送
2. 帰国者は一人当たり日本の通貨4万5千円までを英ポンド小切手で携行することができる。
上記限度以上の日本通貨を所有する者は、本人の名義で日本の銀行に預金し、後日本人の申請に沿って、日本の法令によって外貨で引き出すことができる。

しかし本人が日本内で使用する場合には、日本の法令によって、日本の通貨で引き出せられる。

株式、公債等の証券及び預金通帳等は持って行けない。

3. 帰国者の持って行けるのは、旅行携帯品、引越荷物及び職業用具とする。
日本の法令によって輸出が禁止された物品と違反品は携帯できない。
4. 日本側は、帰国者が持っている一切の財産に対して関税を賦課しない。
5. 日本側は、帰国者が止むを得ない事情によって持ち帰れない財産に対して、引続き本人の所有権を法的に認める。
6. 朝鮮側は、帰国者が乗船した以後の輸送及び食事、宿泊費等、一切の費用を負担し、医療上のサービスを無償で提供する。
また帰国者の帰国後の生活安定のために、彼らの住宅、職業、就学等すべての条件を保障

P197.

第七条 帰国船には、朝鮮民主主義人民共和国赤十字会代表が乗船するものとし、同代表は、その帰国船が乗船港に碇泊する期間中、その港区域内に滞在して、帰国者の引受け、連絡及び帰国者の帰国協助に当る。

- 第八条 1. 日本赤十字社は、本協定内容及び帰国輸送などを可能な限り出版、報道手段を利用して、在日朝鮮公民たちに徹底的に周知させる。
2. 帰国者のうち、国籍問題解決を希望する者に対して、朝日両赤十字団体は、必要な協力をする。
3. 本協定の実施に関する必要な連絡は、電信、文書又は指定港において、朝日両赤十字団体の代表たちの間で進行できる。

第九条 本協定の有効期間は、調印の日から一年三箇月とする。しかし、この期間に帰国事業が完了できないと認められる場合には、協定期間終了三箇月前に朝日両赤十字団体の協議の下で、本協定をそのまま又は修正して更新できる。

本協定は 1959年8月13日カルカッタで、同等な効力を持つ朝鮮語及び日本語により二通作成された。

朝鮮民主主義人民共和国赤十字会を代表して 李一卿

日本赤十字社を代表して

葛西嘉資

P198-212

英文

P213.

外務部

着信電報

O.R.D.

番号 TM-08109

日時 21日 17:10

外務部長官：写本 内務部長官 貴下

ジュノー国際赤十字代表来日を巡る日赤の動向：

頭の件、来る**23**日午前**11**時ジュノー赤十字国際委員会代表来日が伝えられている今日午前**11**時、日本赤十字社では一連の会議を開き同人の迎接に対して論議したが、民団では**2、3**千名動員、羽田空港で示威デモをするのに備えて万全の対策を講究することにし、朝総連では民団より圧倒的な人員を動員するという情勢検討が有ったというので、ここに報告します。

追記：同人は宿所を帝国ホテルに泊ることになっており、**24**日付から日赤本社に事務所を置き、実務に着手することになっていて、**26**日には出港地新潟視察をするという。

駐日大使

P214

英文

P215.

外務部

着信電報

O.R.D.

番号 TM-08115

日時 23日 13:50

景武台秘書室、外務部長官、写本内務部長官 貴下

国際赤十字代表来日に対する民団動向の件：

頭の件、ジュノー国際赤十字代表は、今日**23**日午前**10**時**55**分羽田到着の**SAS**機便で来日が予定されていることは既報しましたが、予定より約**1**時間延着して今日**11**時**45**分羽田に到着しましたが、飛行場には日本赤十字社長を始めとする日赤関係者も出迎えに来て、在日居留民団では中央総団長が直接引率して、東京本部及び関東近辺から約**2000**余名(大小**30**代ほど)が飛行場に出て北韓送還反対の氣勢を上げ、鄭団長が直接ジュノーと面接し、北送反対の要旨の見解文を手渡すと同時に、ジュノーから後日再び会おうという言約を受けて解散したことを、ここに報告します。

追記：朝総連ではジュノーの来日は歓迎する性質ではないと、羽田飛行場の出迎えはひとりもいなかった。

駐日大使

P216.217.

英文

P218.

外務部

着信電報

O.R.D.

番号 TM-08118

日時 1959年8月24日 17:45

景武台秘書室、外務部長官 貴下

赤十字国際委員会副委員長ジュノーは23日午前11時40分東京に到着した。到着に臨んでジュノー副委員長は次のような声明書を発表した。

私は再度日本に来たことを嬉しく思う。以前にも私は連合軍の捕虜交換のことで日本に来たことがあり、また数百万にもなる日本人の帰還問題にも関係して来た。これは赤十字の職務だからだ。何故ならば赤十字の任務は国籍、宗教因子の差別なく犠牲者を救済することにあるのだ。私の任務は日赤と協議して、在日朝鮮人の中で自由意志に立脚して帰国の意思を表明したのに対して、選択した地方に元通りに行くことを援助することだ。この帰還業務を執行するにおいて、国際委は日赤から協力を要請するのだが、国際委は私的特別中立的な機構なので、日赤への協力を受諾するにおいては、関係当事者の人道的利益だけによって行動する、と決定したことを特に言うておく。個人的利益ということは国際委の伝統である人道的性格に従って行くことを条件とする。

国際委はすべての政治的考慮から離れて、赤十字の原則だけに沿って、選択の自由が確保されることを望む。

またジュノー副委員長は24日日赤本社で記者団と会見したが、26日サンケイ新聞夕刊によると次のように述べたという。

1. 少し時期が早いので十分に話せないが、具体的なことに関しては数日間待つてくれるように望む。
 2. 国際委は日赤から帰還問題に関して依頼を受けたが、帰還それ自体に関しては国際委は責任がなく、より日本政府に責任がある。私は日赤に方針を支持し、帰還希望者に居住地選択の自由を確保するために来た。私は仕事の規模及び機構を作ることが仕事だと思う。
 3. 私は少なくともひと月は日本にいる予定だ。羽田で日韓漁業対策委員会の〇〇〇委員長から、漁船に行って「李ライン」付近を視察しないかと
- P219.** 頼まれたが、できる時はそうしようと思う。赤十字は戦争侵略において与えられる苦痛を軽減させなければならない。このような犠牲者がいれば、われわれは手伝いたい。またジュノー副委員長は24日5時30分から藤山外相を礼儀訪問する予定だ。

駐日大使

P220 檀紀 4292年(1959年)8月25日

外務部政務局長

総務課長 貴下

件名：大韓赤十字社代表日本派遣に関する件

頭の件、大韓赤十字社では在日韓人強制北送問題と関連して、同社青少年部長李範錫氏を日本に派遣しようとするという別添のような公簡があるので、これに所要される諸般経費を支給するように措置していただくように願います。

別添：大韓赤十字社 公簡 写本 一通

以上

P221 檀紀 4292 年(1959 年)8 月 25 日
韓赤公 第 412 号

大韓赤十字社
総裁 孫昌煥

外務部長官 貴下

赤十字社代表日本派遣の件

表記の件、在日僑胞強制北送が最終段階に突入し、彼らの悪だくみは進行中だが特に国際赤十字委員会の副委員長であるジュノー氏も日本に入国するなど、微妙な動きを見せており、われわれ赤十字社でも代表を派遣してその動きを観察し必要な活動を展開しようと、職員一名を次のように日本東京に派遣しようとするので便宜を図ってくださるよう仰望するものです。併せて同職員の経費として、貴部から支弁していただくことを要請いたします。

記

1. 派遣する人 李範錫 (青少年赤十字部長)
2. 旅行目的地 日本国東京
3. 滞留期間 1 ヶ月程度

以上

P222 檀紀 4292 年(1959 年)8 月 25 日
韓赤公 第 412 号

大韓赤十字社
総裁 孫昌煥

外務部長官 貴下

赤十字社代表日本派遣の件

表記の件、在日僑胞強制北送が最終段階に突入し、彼らの悪だくみは進行中だが特に国際赤十字委員会の副委員長であるジュノー氏も日本に入国するなど、微妙な動きを見せており、われわれ赤十字社でも代表を派遣してその動きを観察し必要な活動を展開しようと、職員一名を次のように日本東京に派遣しようとするので便宜を図ってくださるよう仰望するものです。併せて同職員の経費として、貴部から支弁していただくことを要請いたします。

記

1. 派遣する人 李範錫 (青少年赤十字部長)
2. 旅行目的地 日本国東京
3. 滞留期間 1 ヶ月程度

以上

P223. 次のような公文を発送。施行したら如何でしょうか。

長官 次官 政務局長㊟ ア州課長㊟ 起案者㊟

局長専決事項

檀紀 4292 年(1959 年)8 月 25 日起案

外政(ア)第 号

檀紀 4292 年(1959 年)8 月 25 日

外務部政務局長

総務課長 貴下

件名：大韓赤十字社代表日本派遣に関する件

頭の件、大韓赤十字社では在日韓人強制北送問題と関連して、同社青少年部長李範錫氏を日本に派遣しようとするという別添のような公簡があるので、これに所要される諸般経費を支給するように措置していただくように願います。

別添：大韓赤十字社 公簡 写本 一通

以上

P224. 外務部

外政(ア)第 1940 号

檀紀 4292 年(1959 年)8 月 27 日

外務部長官

各在外公館長 貴下

件名：日本人漁夫問題に関する大統領閣下諭旨伝達の件

頭の件、大統領閣下がわが弁護士協会が日本人漁夫問題に関する日本弁護士協会の声明に反駁した新聞記事を読まれ、別添のような諭旨のお言葉があられたので、その写本を送付するので参考になさる様に願います。

別添：同諭旨文 写本 一通

P225

われわれがこの平和ラインを作って宣布したのは、わが国と日本の間に線を引いておいて、日本は線のあちら側で、われわれは線のこちら側で、お互い平和に魚を捕って食べようというものだ。

日本人は去る 40 年の間、われわれがわれわれの海で魚を捕ることもできなくしたし、何も手をつけられように作りおいたし、その時われわれを助ける友邦もいなくて、わが漁業者たちは飢えて行き、引っ張られて行く内、日本が米国との戦争に負けた後、韓国から追い出されて行ったが、海岸はそのまま日本人が占領していたので、われわれとしてはこれに報復する考えがなかつたのだ。そういうことでわれわれが日本人に対して、あいつらが過去 40 年の間一人で食べていたが、今からはわれわれが将来 40 年間一人で食べようと発案をしてみようと思ったのだが、これは余りに度が過ぎると思われ、悪を悪で返すのは少し酷いようでもあり、またしたがって感情でこれを解決しようとするれば、双方にとって良くないことなので、もう一度考えてわれわれが意図するのは平和を維持しようということなので、その真ん中に線を引いて平和ラインを作り、線のあちら側はお前たちが魚を取って、われわれはこちら側で魚を取って、お互いに喧嘩をしないで平和に過そうとして来たのに、日本の政府ではこれをしないと云うのだから、あの人たちは兵力を持って皆自分たちのものにしようとした人たちだったが、今言うのは海は万国共同のものなのに、どうやってひとつの国のものかと言うのかと出て来るが、われわれはこれがわれわれのものかというのではなく、日本は太平洋を自分たちの湖だと言ったが、われわれはそんなことを信じもしないし、われわれはただ公平にしておいただけのことだ。日本が国際法に背くのでできないと言い、国際裁判で解決する問題だと言うが、世界に公平な裁判場があって国際公法によって決定してみせると言っても、それはわれわれが甘受しないので、今は正しいとか過ちとかをさて置いて、兵力を持った人たちが皆成功するのだから、世界の

- P226. すべての国が皆この問題を解決しようとしても、われわれの相当な了解なしには信じる気持ちがないのだ。何故そうかと言えば日本人が過去にわが国に入って来て、国際関係や法を皆忘れてわが国を奪って行ったにも拘らず、その時われわれと条約を結んだ国たちは手をこまねいて傍観していただけだったし、また日本人がわれわれと約条したことは放棄して、わが国を自分のものにしようとした時、わが国の代表者がすべての国に行き行って訴えたが、われわれと約条した国たちが日本人がわが国を奪って行ってこそ公正だと考えたのか、また国際公法がなくてはでなく、あげくには米国、英国までも日本を怖がって、わが国に困難なことが起きた時に助けるという約条を皆破り、韓国を放り捨ててしまったのだ。わが国の代表という人たちがどこに行っても、その友邦たちがこの逃げ口上、あの逃げ口上を使って、ひとつも受け入れてくれなかったし、李儁、李相高、李瑋鍾らがヘア(ヘーグ?) 国際会議に訴えに行っても、受け入れてもくれず追い出され、李儁はそこで自決して死んでしまったが、こんな経験をわれわれは皆過した人だから国際上、道徳や公法というものが何の役にも立たなかったのだ。われわれが知るまでは、これがだんだん変更され、国際的に正しいことと過ったことを分けられる時までは、われわれはわれわれの考えに公正で正しいことだけを持って、施行してみることが良いだろうから、今の両国関係ではそこでもっと公平なことがないので、それで平和ラインを引いておいて、これで行こうとしたのだが、これをしないとと言うのだから、あの人たちは軍紀と親友たちを信じて、われわれを再びやっつけようとしかならないのだ。世の中で公平な考えをする人は、他人の物を奪ったりしないし奪われたくもないのだから、万一平和ラインが間違いだったら誰でも間違っていると表明しろと言うのだ。わが政府では国会を通過して国法を作ってから、われわれがこれを公平なままにおやっ行って行こうということだから、これが間違いだったらわれわれに知らせてくれるもので、間違っていないものを日本人を助けてやっ行って行かならば、われわれは
- P227. 世の中に向かって溜め息をつくしかない。ただわれわれが知るまでは公正な法があるならば、それで施行しようとするし、万一どこかの国が強い力を信じて、自分のものにしてしまおうと出るのを見ても、その隣国たちが法はさて置き、その人たちを助けに出て行くのなら、他人のものを奪う人たちの世の中になるだろうから、われわれはこれを避けようというのだ。この平和ラインはわれわれが破れない原則なので、国際法云々言うのは討論があるだろうから、ここに書かない方が良いでしょう。

P228. 国際赤十字委員会が日本赤十字社に送った
10月1日付メッセージ全文

国際赤十字委員会はジュネーブ国際機構に派遣されている日本常駐代表に敬意を表する栄光を持つと同時に、次のメッセージを日本赤十字社総裁島津公に伝えていただきたく願います。

日本赤十字社は国際赤十字委員会に対して、「日本政府との合意の下で日本赤十字社が日本に居住する韓人の内、母国外の彼ら自身が選択する所に帰ろうとする意思を表明する者に対する登録を実施するのに関して、日本赤十字社その支部にある種の指示を降ろすことを考慮した」と通告しました。この通告を考慮した国際赤十字委員会は日本赤十字社に対して、このような送還手続きを決定する事項は、日本赤十字社がただ自らの責任の下で規定するものであるということを通告するものです。真に国際赤十字委員会が送還業務の遂行に関して、日本赤十字社に提供すると約束した協調は、幾つかの基本原則の尊重を条件にしたことを明白にするもので

あり、この基本原則とは即ち、次の通りです。

- P229.**
- 1). 在日韓人の送還は全的に個別的で、自意的性格を持つ。
 - 2). 在日韓人個々人が、彼自身の意思を自由に決定するようにするために、彼らに与えられた選択の自由、
即ち日本に残留するか、韓国のある片方に行くことが、彼らの自由ということ
を十分に理解させなければならない。
 - 3). 在日韓人にどんな種類の圧力も加えてはならない。登録が進行すると途中
や、送還が実施される過程において、彼らの身の安全は常に保証されな
ければならない。
 - 4). 韓国人は誰でも、彼が望む時には、日本赤十字社や国際赤十字委員会の代
表に自由に会って相談できなければならない。

したがって国際赤十字委員会の見解としては、人間の尊厳性を保障し、個々人の自由意志を補償する条件の下で、送還業務が実施できるようにするために、上記原則の範囲内で、最も適切な手続きを決定するのは日本赤十字社の責任なのです。したがって国際赤十字委員会は、このような目的を達成するために最も適合した方法を、上に規定された原則に合致するように選択する仕事を、日本赤十字社と関係当局に一任するしかないので。しかしこのような原則の尊重が、国際赤十字委員会の協力を左右するので。ただ日本赤十字社によって規定された手続きが、実際に運営され試験された次になって、やっと国際赤十字委員会はその手続きが上の原則に合致するか、また進んでは国際赤十字委員会に要請された協力が、今なお可能なかを日本赤十字社に明らかにできるのです。送還手続きに関して日本赤十字社が構想した修正内容が、既に新聞で知られているという事実に照らして、国際赤十字委員会は日本赤十字社に通告した以後に

P230. は、何時でも適当と思われる時期にこのメッセージの内容を公表できる可能性を留保するものです。

P231-305 英文

P306. 1959.11-12. 北送問題 ICJ への提訴検討

P307-309 英文

P310. 外務部

4292 年(1959 年)11 月 26 日

1. 4292 年(1959 年)2 月 13 日付韓国及び日本側覚書
2. 4292 年(1959 年)4 月 6 日付韓国側声明
3. 4292 年(1959 年)4 月 27 日付日本外務省代弁人声明
4. カルカッタ協定
5. 韓日会談 13 次全体会議 **Joint Press Release**
6. 4292 年(1959 年)2 月 14 日付外務部長官の日本首相に対する書信
7. 4292 年(1959 年)3 月 3 日付藤山外相回答書簡
8. 4290 年(1957 年)12 月 31 日協定文

金溶植公使に手渡すよう欧米公館長会議に出席する黄鎬乙課長が携行

P311-348 英文

P349. 外務部

4292年(1959年)11月30日

(メモ)

この報告書は崔次官が直接携帯されて大統領閣下に提出され、4292年(1959年)11月30日午前11:20から約40分間細かく説明された。これに関してまだ閣下から論旨事項はない。

11/30 午前現在

P350-365 英文

P366. 外務部

4292年(1959年)12月3日

景武台
朴賛一 秘書官 貴下

本 Study Paper は去る 11 月 30 日付 Recommendation KPO/603 の別添の内、Study of Minister Kim's Report on the Possibility of Submitting the Deportation Case to the ICJ の Addendum なのでここに追送します。

外務部次官
崔 圭夏

P367.368. 英文

P369. 外務部

4292年(1959年)11月30日

受信者：景武台 朴 秘書官 貴下

発信者：政務局長 金 英柱

件名：写本 別添物追送の件

内容

今日付 KPO/603 号の写本に添付される別添物を追送します。

P370-384

件名： 在日韓人北送問題の国際司法裁判所提訴問題に関する件

(連：12月18日付 TM-12112号)

(連：12月18日付 TM-12114号)

頭の件、在日韓人北送問題を国際司法裁判所に提訴しようというわが側提案に対する、去る12月18日付日本外務省の **Aide Memorie** に関しては、既に連号電文で報告いたしましたが、同 **Aide Memorie** 原本を送付しますので査取なさり願います。

別添：12月18日付日本外務省の **Aide Memorie** 原本 (日本語文及び英文各一通)

P392.

昭和34年12月18日

エィド・メモアール

駐日大韓民国代表部御大使が、昭和34年12月11日口頭をもつて山田外務事務次官に対し申出で、更に、12月14日エィド・メモアールをもつて伊國外務省アジア局長に申出た国際司法裁判所へ北鮮帰還問題付託方に関する韓國側の提案に対し、日本国外務省は次のとおり回答する。

竹島問題、李ライン問題のような法律的問題が、外交交渉により解決困難な場合には、この種問題こそその司法的解決を国際司法裁判所に求めるべきであり、大韓民国政府の提案がかくの如きものであれば、日本国政府として歓迎するところである。

然るに、北鮮帰還は、本来、個人の自由選択による帰還であり、如何なる政府といえども侵害し得ざる基本的人権に拘わる人道問題である。よつて、日本国政府としては、北鮮帰還問題は既定方

外
務
省

1745

1454

392

新どおり専ら個人の自由意思に基づいて処理する旨を、第4次日韓會議再開前から及び同會議を通じて、終始明確にして來ており、且つ、人権問題につき國際的に最高權威を有する赤十字國際委員會も、これを承認し、更にその指導と援助の下に、補償業務が行われていること及び世界の多数の國々も日本國政府の処理方針を支持しているという事實は、本件が純人権問題であること、及び日本國政府の見解及び処理方針が正しいことを客觀的に証明するものである。

以上の次第に鑑み、日本國政府は、本件は國際司法裁判所に付託すべきものではなく、また、その必要もないと考える。

外
務
省

1746

P394.395. 英文

P396. 6. 1960 年度

P397. 英文

P398 次のような公文を発送。施行したら如何でしょうか。
長官 / 次官 / 政務局長㊟ ア州課長㊟ 起案者㊟

外政(ア)第 962 号

檀紀 4292 年(1959 年)8 月日

外務部長官

保健社会部長官 貴下

件名 : 国際赤十字委員会副委員長来韓に関する件

頭の件、国際赤十字委員会(ICRC) 副委員長マルセル・ジュノー博士は大韓赤十字社の活動事項を視察し、関係政府機関と相互関心を持つ問題に関して協議するために、来る 8 月 20 日午後 12 時 30 分 CAT-24 便で来韓し 1 週間滞在した後、次の土曜日に離韓する予定だそうなので、ここに通知いたします。

以上

P399.400. 英文

P401. 国際赤十字委員のジュノー博士と崔ドウソン大韓赤十字社総裁との会談要約

日時 : 8 月 28 日

場所 : 外務部政務局長室

出席者 : 国赤副委員長 マルセル・ジュノー

赤十字社総裁 崔ドウソン

政務局長 尹錫憲

会談要約

1. 尹政務局長 : これから短時間の内に在日韓人の北送登録が締め切られると、朝総連など左翼系列が期限内に多数の人員を登録させようと、圧力他不法手段を策動することが予想されるので、ICRC は関係在日韓人という人が自由意思によって登録を行ったところの、自由意思の余否を強力に調査してくれるように望む。

ジュノー博士 : その意見に賛同し、韓国側が正式にこれを要請すればそのように努力する。(この要請は大韓赤十字社を通じてすることを合意した)

2. 尹政務局長 : 北送されたことを後悔する人が多いという情報があるが、ICRC が日本赤十字社を通じてとか、または直接

P402. するとかして、その者たちが戻って来るのを願っているかの余否を確認し、居住地選択の自由によって、韓国ないし日本に帰って来られるようにしてくれることを望む。

ジュノー博士 : それも大韓赤十字社を通じて要請してくれることを望む。しかし可能性は希薄だと思う。

3. 尹政務局長：このように要請した事実と内容を公表しても構わないか？
ジュノー博士：事前に公表すると仕事に支障が起きないか心配だ。最近登録して意思を変更する人が多くなったが、その前にはその数が30～40人だったが、最近になっては約100人内外になる。
4. ジュノー博士：韓国にいる中共の漁夫に今日会う予定だが、彼らにICRCのメッセージFORMで手紙を書かせてあげたい。
- P403. 尹政務局長：これは北韓に拉致された韓国人に対することに関係するので、政府がまずその方針を決定した後、これに従わなければならない問題だ。
ジュノー博士：昨年黄海で、中共の武装船に拉致された韓国人4名に対してもこのMessage Formで手紙を使わせたら良い。
尹政務局長：これは休戦協定違反事件なので国連軍の権限内に属すもので、また当事者が民間人ではなく海軍軍人なので、われわれが関与できない問題だ。
5. 国内で釈放された中共の漁夫73名の名簿をジュノー博士に手渡した。